

令和4年度 安曇野市一般会計予算

令和4年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,670,000千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		11,225,661
	1 市民税	4,981,300
	2 固定資産税	5,335,661
	3 軽自動車税	377,300
	4 市たばこ税	481,000
	5 入湯税	50,400
2 地方譲与税		518,724
	1 地方揮発油譲与税	120,000
	2 自動車重量譲与税	376,000
	3 森林環境譲与税	22,724
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		47,000
	1 配当割交付金	47,000
5 株式等譲渡所得割交付金		76,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	76,000
6 法人事業税交付金		154,000
	1 法人事業税交付金	154,000
7 地方消費税交付金		2,201,000
	1 地方消費税交付金	2,201,000
8 ゴルフ場利用税交付金		37,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,000
9 環境性能割交付金		45,000
	1 環境性能割交付金	45,000
10 地方特例交付金		114,000
	1 地方特例交付金	114,000
11 地方交付税		11,350,000
	1 地方交付税	11,350,000
12 交通安全対策特別交付金		12,880
	1 交通安全対策特別交付金	12,880
13 分担金及び負担金		296,779
	1 分担金	16,952
	2 負担金	279,827

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		309,040
	1 使用料	142,074
	2 手数料	166,966
15 国庫支出金		4,337,030
	1 国庫負担金	3,255,690
	2 国庫補助金	1,054,530
	3 国庫委託金	26,810
16 県支出金		2,499,139
	1 県負担金	1,388,933
	2 県補助金	806,010
	3 県委託金	304,196
17 財産収入		40,278
	1 財産運用収入	39,156
	2 財産売払収入	1,122
18 寄附金		300,002
	1 寄附金	300,002
19 繰入金		1,980,507
	1 特別会計繰入金	3,434
	2 基金繰入金	1,977,073
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		3,249,960
	1 延滞金・加算金及び過料	10,000
	2 預金利子	100
	3 貸付金元利収入	2,461,397
	4 受託事業収入	1,434
	5 雑入	777,029
22 市債		3,818,000
	1 市債	3,818,000
歳入合計		42,670,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		244,244
	1 議会費	244,244
2 総務費		4,525,344
	1 総務管理費	3,595,084
	2 徴税費	543,422
	3 戸籍住民基本台帳費	199,473
	4 選挙費	157,813
	5 統計調査費	2,570
	6 監査委員費	26,449
	7 公平委員会費	533
3 民生費		14,427,578
	1 社会福祉費	7,692,467
	2 児童福祉費	5,910,855
	3 生活保護費	823,756
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,520,564
	1 保健衛生費	1,621,826
	2 清掃費	839,376
	3 上水道費	59,362
5 労働費		60,283
	1 労働費	60,283
6 農林水産業費		1,482,697
	1 農業費	604,875
	2 林業費	332,893
	3 耕地費	544,744
	4 水産業費	185
7 商工費		3,464,078
	1 商工費	3,464,078

(単位 千円)

款	項	金額		
8 土木費		5,108,541		
	1 土木管理費	260,787		
	2 道路橋梁費	1,450,733		
	3 河川費	128,566		
	4 都市計画費	2,882,374		
	5 住宅費	386,081		
9 消防費		1,492,272		
	1 消防費	1,492,272		
10 教育費		3,599,385		
	1 教育総務費	1,469,392		
	2 小学校費	458,381		
	3 中学校費	341,075		
	4 幼稚園費	78,797		
	5 社会教育費	993,479		
	6 保健体育費	258,261		
11 災害復旧費		1,500		
	1 土木施設災害復旧費	1,500		
12 公債費		5,693,514		
	1 公債費	5,693,514		
13 予備費		50,000		
	1 予備費	50,000		
歳	出	合	計	42,670,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	除雪融雪事業	24,136

### 第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
安曇野市議会会議録調製等業務	令和5年度まで	9,692
安曇野市議会だより作成印刷業務	令和5年度まで	4,013
デマンド交通予約システム更新業務	令和5年度から令和9年度まで	45,834
庁内事務パソコン賃貸借	令和5年度から令和9年度まで	56,843
福岡市東区市民交流事業	令和5年度まで	2,637
長野県議会議員選挙執行業務	令和5年度まで	10,680
指定管理による明科ふきぼこの家管理業務 (増額分)	令和5年度まで	858
指定管理による三郷すみれの郷管理業務 (増額分)	令和5年度まで	621
三郷西部認定こども園備品等購入業務	令和5年度まで	8,700
三郷東部認定こども園用地造成工事	令和5年度まで	45,240
生きもの調査事業	令和5年度まで	2,751
安曇野市版レッドデータブック改訂事業	令和5年度まで	2,563
生産設備取得事業	令和5年度から令和6年度まで	8,008
堀金・明科地域小学校情報機器等賃貸借	令和5年度から令和9年度まで	56,907
堀金・明科地域中学校情報機器等賃貸借	令和5年度から令和9年度まで	40,275
安曇野市土地開発公社の借入金に対する金融機関への債務保証	令和5年度まで	165,500

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	900,000	証書借入	3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
借換債（総務債）	915,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（民生債）	536,700	同上	同上	同上
施設整備事業債（民生債）	321,800	同上	同上	同上
公共事業等債（農林債）	13,700	同上	同上	同上
公共事業等債（土木債）	338,900	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（土木債）	368,500	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業債（土木債）	15,000	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債（土木債）	138,500	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債（土木債）	32,300	同上	同上	同上
防災対策事業債（消防債）	77,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（消防債）	54,500	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（教育債）	105,400	同上	同上	同上

令和4年度 安曇野市国民健康保険特別会計予算

令和4年度安曇野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,665,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,879,675
	1 国民健康保険税	1,879,675
2 使用料及び手数料		900
	1 手数料	900
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		7,021,072
	1 県補助金	7,021,071
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		868
	1 財産運用収入	868
6 繰入金		725,541
	1 他会計繰入金	625,541
	2 基金繰入金	100,000
7 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
8 諸収入		33,079
	1 延滞金及び過料	10,002
	2 預金利子	1
	3 貸付金元利収入	2,000
	4 受託事業収入	16,170
	5 特定健診等個人負担金	2,200
	6 雑入	2,706
歳入合計		9,665,136

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		42,424
	1 総務管理費	29,276
	2 賦課徴収費	11,932
	3 運営協議会費	363
	4 趣旨普及費	853
2 保険給付費		6,972,215
	1 療養諸費	5,995,301
	2 高額療養費	929,002
	3 移送費	251
	4 出産育児諸費	21,011
	5 葬祭諸費	5,400
	6 精神諸費	21,000
	7 傷病手当諸費	250
3 国民健康保険事業費納付金		2,426,079
	1 医療給付費分	1,641,281
	2 後期高齢者支援金等分	578,674
	3 介護納付金分	206,124
4 保健事業費		210,063
	1 保健事業費	15,910
	2 特定健康診査等事業費	194,153
5 積立金		2,869
	1 積立金	2,869
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,455
	1 償還金利子及び還付加算金	6,455
8 予備費		5,030
	1 予備費	5,030
歳 出	合 計	9,665,136



議案第27号

令和4年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,327,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		995,333
	1 後期高齢者医療保険料	995,333
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 繰入金		331,283
	1 一般会計繰入金	331,283
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		731
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	720
歳入合計		1,327,507

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,650
	1 総務管理費	47
	2 徴収費	5,603
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,320,226
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,320,226
3 諸支出金		720
	1 償還金及び還付加算金	720
4 予備費		911
	1 予備費	911
歳 出	合 計	1,327,507



令和4年度 安曇野市介護保険特別会計予算

令和4年度安曇野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,178,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		2,100,378
	1 介護保険料	2,100,378
2 使用料及び手数料		180
	1 手数料	180
3 国庫支出金		2,330,097
	1 国庫負担金	1,742,521
	2 国庫補助金	587,576
4 支払基金交付金		2,686,503
	1 支払基金交付金	2,686,503
5 県支出金		1,440,721
	1 県負担金	1,376,809
	2 県補助金	63,912
6 サービス収入		21,755
	1 介護予防給付費収入	21,755
7 財産収入		1,191
	1 財産運用収入	1,191
8 繰入金		1,597,513
	1 一般会計繰入金	1,441,488
	2 基金繰入金	156,025
9 繰越金		3
	1 繰越金	3
10 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	3
	3 延滞金・加算金及び過料	1
歳入	合計	10,178,346

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		99,434
	1 総務管理費	12,444
	2 徴収費	4,480
	3 介護認定審査会費	82,510
2 保険給付費		9,597,937
	1 介護サービス等諸費	9,168,795
	2 その他諸費	8,721
	3 高額介護サービス等費	180,716
	4 特定入所者介護サービス等費	211,463
	5 高額医療合算介護サービス等費	28,242
3 地域支援事業		455,519
	1 介護予防事業	20,807
	2 包括的支援事業・任意事業費	103,431
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	328,035
	4 その他諸費	3,246
4 介護サービス事業費		21,755
	1 介護予防支援事業	21,755
5 保健福祉事業費		1,200
	1 保健福祉事業費	1,200
6 基金積立金		1,193
	1 基金積立金	1,193
7 公債費		100
	1 公債費	100
8 諸支出金		1,158
	1 償還金及び還付加算金	1,158
9 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		10,178,346



議案第29号

令和4年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

令和4年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,321
	1 財産運用収入	1,320
	2 財産売却収入	1
2 繰越金		448
	1 繰越金	448
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,770

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,296
	1 総務管理費	1,296
2 事業費		200
	1 林業費	200
3 予備費		274
	1 予備費	274
歳 出 合 計		1,770



議案第30号

令和4年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

令和4年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		58
	1 財産運用収入	58
2 繰越金		342
	1 繰越金	342
3 繰入金		600
	1 基金繰入金	600
歳入合計		1,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		741
	1 総務管理費	741
2 予備費		259
	1 予備費	259
歳 出 合 計		1,000



議案第31号

## 令和4年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算

令和4年度安曇野市の有明山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		236
	1 分担金	236
2 財産収入		43
	1 財産運用収入	42
	2 財産売払収入	1
3 繰越金		151
	1 繰越金	151
4 繰入金		600
	1 基金繰入金	600
歳入合計		1,030

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		695
	1 総務管理費	695
2 予備費		335
	1 予備費	335
歳 出 合 計		1,030



議案第32号

令和4年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

令和4年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		315
	1 分担金	315
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		160
	1 繰越金	160
4 繰入金		400
	1 基金繰入金	400
歳入合計		880

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		559
	1 総務管理費	559
2 予備費		321
	1 予備費	321
歳 出 合 計		880



議案第33号

## 令和4年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

令和4年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		290
	1 分担金	290
2 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
3 繰越金		136
	1 繰越金	136
4 繰入金		700
	1 基金繰入金	700
歳入合計		1,130

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		868
	1 総務管理費	868
2 予備費		262
	1 予備費	262
歳 出 合 計		1,130



議案第34号

令和4年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和4年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
2 繰入金		2,483
	1 他会計繰入金	2,483
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,484

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 産業団地事業費		2,484
	1 産業団地事業費	2,484
歳 出 合 計		2,484



議案第35号

## 令和4年度 安曇野市有明荘特別会計予算

令和4年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,476千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		6,855
	1 他会計繰入金	6,855
2 諸収入		3,620
	1 雑入	3,620
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		10,476

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 施設事業費		10,476
	1 施設事業費	10,476
歳 出 合 計		10,476

令和4年度 安曇野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	39,100	戸
(2)	年間総給水量	9,300,000	m <sup>3</sup>
(3)	一日平均給水量	25,480	m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業		
	主要管路整備工事	274,880	千円
	既設管路(老朽管)更新工事	103,510	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		2,283,564 千円
第1項	営業収益		2,016,273 千円
第2項	営業外収益		267,291 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		1,940,161 千円
第1項	営業費用		1,761,535 千円
第2項	営業外費用		168,626 千円
第3項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,225,448千円は過年度分損益勘定留保資金668,601千円、建設改良積立金500,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,847千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		154,568 千円
第1項	負担金		102,786 千円
第2項	補助金		51,782 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,380,016 千円
第1項	建設改良費		782,462 千円
第2項	企業債償還金		597,554 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 135,686 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和4年度 安曇野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	排水戸数	31,600	戸
(2)	年間総汚水量	8,591,000	m <sup>3</sup>
(3)	一日平均汚水量	23,537	m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業 犀川安曇野流域下水道事業建設負担金	134,169	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業収益	4,224,398	千円
第1項	営業収益	1,854,431	千円
第2項	営業外収益	2,369,967	千円

	支	出	
第1款	下水道事業費用	3,643,303	千円
第1項	営業費用	3,137,277	千円
第2項	営業外費用	504,026	千円
第3項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,740,522千円は過年度分損益勘定留保資金234,347千円、当年度分損益勘定留保資金862,175千円、減債積立金640,200千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,800千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,005,421	千円
第1項	企業債	661,600	千円
第2項	負担金	295,621	千円
第3項	補助金	48,200	千円

	支	出	
第1款	資本的支出	2,745,943	千円
第1項	建設改良費	247,119	千円
第2項	企業債償還金	2,498,824	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	170,600	証書借入	0.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	491,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 71,817 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛